

## 第5章

# 地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標、 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等に関すること

## （第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）

### 1 成果目標 2020年度

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、2020年度を目標年度とする障害福祉計画と障害児福祉計画において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定します。

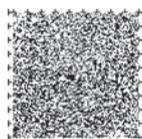
なお、成果目標については、国が定める基本指針や本県のこれまでの実績、現状等を踏まえて設定することとします。

#### 成果目標1

##### 施設入所している障がい者の地域生活への移行に関すること

2016年度末の入所者数 2,346 人のうち、276 人（11.8%）の地域生活への移行及び 102 人（4.3%）の入所者数の減少を見込みます。

項目	目標 2020年度末
地域生活への移行者数	276人
施設の入所者数の減少数	102人



## 成果目標2

### 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること

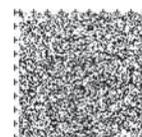
- (1) 全ての圏域、全ての市町村において保健、医療、福祉関係者による協議の場設置（複数市町村による共同設置を含む）を目指します。

項目	目標 2020年度末
保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	全ての圏域に設置
	全ての市町村に設置（共同設置を含む）

- (2) 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるため、入院後3か月時点、6か月時点及び入院後1年時点の退院率については、本県の実績等を勘案して、それぞれ、69%、84%、91%以上とすることを目指します。

また、入院期間が1年以上の長期入院患者数を2020年度末で2,100人と見込みます。

項目	現状 2014年度	目標 2020年度
入院後、3か月時点の退院率	67%	69%以上
入院後、6か月時点の退院率	83%	84%以上
入院後、1年時点の退院率	91%	91%以上
入院期間が1年以上である長期入院患者数	2,623人	2,100人



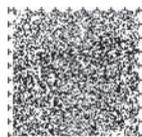
### 成果目標3

#### 地域生活支援拠点の整備に関すること

本県では、第4期障害福祉計画において2017年度末までに全圏域の整備を目標として取組を進めてきたところであり、概ね目標どおり体制が整備されつつあることから、今後は拠点体制の充実・強化を図る必要があります。

なお、各圏域の整備状況及び今後の見込みは次のとおりです。

圏域名	2017年度末	2018年度	2019年度	2020年度
佐久	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
上小	圏域で設置、拠点体制の運用	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の機能の充実・強化
諏訪	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
上伊那	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
飯伊	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
木曾	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
松本	圏域で面的体制の整備を検討	圏域で面的体制の整備を検討	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用
大北	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
長野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野市で設置済</li> <li>・地域自立支援協議会単位で面的体制の整備を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野市で拠点体制の運用、機能の充実</li> <li>・地域自立支援協議会単位で面的体制の整備を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野市で拠点体制の運用、機能の充実</li> <li>・千曲・坂城地域で面的体制を整備</li> <li>・他地域で地域自立支援協議会単位で面的体制の整備を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野市、千曲・坂城地域で拠点体制の運用、機能の充実</li> <li>・他地域で面的体制を整備</li> </ul>
北信	圏域で多機能拠点＋（プラス）面的体制により設置済	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実



## 成果目標4

### 福祉施設から一般就労への移行に関すること

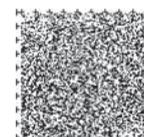
- (1) 2020年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、2016年度の移行者数262人から399人(1.52倍)を目指します。
- (2) 2020年度末の就労移行支援事業所の利用者数を、2016年度末における利用者数470人の261人(55.5%)増の731人を目指します。
- (3) 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合を全体の60%以上となるよう目指します。

項目	現状 2016年度	目標 2020年度
福祉施設から一般就労への移行者数	262人	399人
就労支援事業利用者数	470人(年度末)	731人(年度末)
移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	38%	60%以上

- (4) 就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の就労定着率を70%以上となるよう目指します。

項目	現状 2016年度末	目標 2020年度末
就労定着支援1年後の就労定着率	—	70%以上

※2018年度から新たに始まるサービス



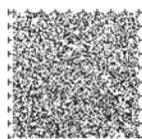
## 成果目標5

### 障がい児支援の提供体制の整備等に関すること

児童発達支援センター、保育所等訪問支援、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス、について、全ての市町村において利用できる体制の整備を目指します。

また、医療的ケア児への支援のため、2018年度末までに県、圏域設置を基本として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を目指します。

項 目	目 標 2020年度末
児童発達支援センターの設置	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	県及び圏域を基本として設置（2018年度末）



## 2 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）については、既存の施設利用者が円滑にサービスを利用できること、できる限り身近な地域でのサービス利用が可能となることを目指し、市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画で定める見込み量の合計を基本として見込んでいます。

### （1）訪問系サービス

#### ① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> </ul>	利用時間 (時間)	61,467	69,911	72,938	76,548
	利用者数 (人)	3,361	3,661	3,816	3,970

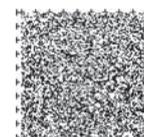
#### ② 見込量確保のための方策

- ・ 圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるような事業所の指定を促進します。
- ・ 居宅介護従業者養成研修等を行う指定事業者の数の確保を行い、地域で必要な研修を受けられる体制を作り、専門的知識と技術を持った質の高い人材の養成を図ります。
- ・ 必要なサービスが提供できるよう、国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。

### （2）日中活動系サービス

#### ① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	利用日数 (人日)	90,861	95,808	98,147	100,571
	利用者数 (人)	4,836	5,093	5,224	5,350
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (人日)	946	1,291	1,375	1,422
	利用者数 (人)	78	96	102	105

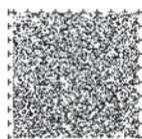


サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (人日)	4,168	4,679	4,990	5,476
	利用者数 (人)	330	359	385	425
就労移行支援	利用日数 (人日)	8,082	10,034	10,894	12,111
	利用者数 (人)	514	618	668	739
就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日)	13,490	15,302	15,966	16,672
	利用者数 (人)	686	763	800	840
就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日)	80,961	91,208	95,381	99,323
	利用者数 (人)	5,011	5,501	5,755	6,002
就労定着支援	利用者数 (人)	—	179	237	305
療養介護	利用者数 (人)	361	373	379	382
短期入所 (福祉型)	利用日数 (人日)	5,139	6,357	6,784	7,175
	利用者数 (人)	766	895	962	1,020
短期入所 (医療型)	利用日数 (人日)	423	577	621	674
	利用者数 (人)	66	86	94	103

## ② 見込量確保のための方策

- ・ 圏域単位で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を促進するとともに、より身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。
- ・ 働くことを希望する障がいのある人に対して、障がい特性や能力に応じた多様な就労の場を確保するなど、地域自立支援協議会と連携し、福祉的就労の場の充実を図ります。
- ・ 障がいのある人を在宅で支える家族にとって、レスパイトケア等を行う短期入所サービスは重要であり、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を図ります。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児（者）が利用できる通所施設を拡充するための支援を行い、障がい児（者）が安心して日中活動を楽しめるよう環境を整備します。

また、在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携を図り、保護者や医療機関等の意向を踏まえた上で、医療的ケアを必要とする重症心身障がい者（児）を受け入れられる医療型短期入所事業所の整備を促進します。



- ・ サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員の指導等の役割を担うサービス管理責任者の養成研修等を実施し、必要な人材の養成を行います。
- ・ 就労継続支援事業所等に対して、農林業分野における就労支援を行います。

### (3) 居住系サービス

#### ① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	利用者数 (人)	—	76	94	113
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	2,545	2,750	2,854	2,987
施設入所支援	利用者数 (人)	2,358	2,314	2,286	2,242

#### ② 見込量確保のための方策

- ・ 国に対して施設整備に係る必要な予算の確保を積極的に要望し、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。
- ・ 居室の個室化や老朽化した施設の改修等、施設の生活環境の改善を支援します。
- ・ 地域の実情を踏まえながら、県営住宅のグループホームへの活用を図ります。

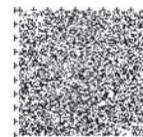
### (4) 相談支援

#### ① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	利用者数 (人)	3,320	3,507	3,609	3,700
地域移行支援	利用者数 (人)	35	86	99	116
地域定着支援	利用者数 (人)	82	296	355	405

#### ② 見込量確保のための方策

- ・ 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
- ・ 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員」の基幹相談支援センター等への計画的な配置を目指します。
- ・ 障がいのある人が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。



(5) 福祉施設から一般就労への移行等

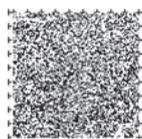
必要な量の見込み（1年あたり）

事業内容	単位	2016年度 (実績)	2020年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労への移行者	人数 (人)	262	399
障がい者に対する職業訓練の受講者	人数 (人)	36	55
福祉施設から公共職業安定所への誘導者	人数 (人)	436	589
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者	人数 (人)	127	194
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者	人数 (人)	120	183

(6) 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	利用日数 (人日)	6,866	8,788	9,335	9,983
	利用児童数 (人)	755	943	1,004	1,069
医療型 児童発達支援	利用日数 (人日)	292	368	393	444
	利用児童数 (人)	21	27	29	34
放課後等 デイサービス	利用日数 (人日)	16,765	21,345	22,713	24,496
	利用児童数 (人)	1,867	2,256	2,396	2,544
保育所等訪問支援	利用日数 (人日)	72	182	205	259
	利用児童数 (人)	57	100	111	128
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 (人日)	—	140	207	307
	利用児童数 (人)	—	26	36	50
福祉型 障害児入所支援	利用児童数 (人)	10	16	18	19
医療型 障害児入所支援	利用児童数 (人)	136	136	133	133
障害児相談支援	利用児童数 (人)	587	772	846	924



② 見込量確保のための方策

- ・ 障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。
- ・ 障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。
- ・ 圏域配置の療育コーディネーターを中心に、地域全体の連携をコーディネートします。
- ・ 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数  
必要な量の見込み

サービス	2018年度	2019年度	2020年度
コーディネーターの配置人数	4	8	23

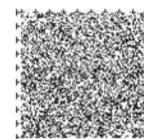
(8) 発達障がい者に対する支援  
必要な量の見込み

サービス	2018年度	2019年度	2020年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2	2	2
発達障害者支援センターによる相談支援件数	1,200	1,200	1,200
発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	110	120	130
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	4,900	5,000	5,100
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	40	40	40

(9) 障害福祉サービス等の基盤整備

施設入所者や入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行その他地域における課題を踏まえ、必要となる障害福祉サービス等の基盤整備を着実に進めるために、県と市町村の協働により計画的に行っていきます。

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	事業所数	186	196	204	212
【再掲】生活介護 (通所のみ)	事業所数	125	136	143	148
自立訓練(機能訓練)	事業所数	2	6	6	6

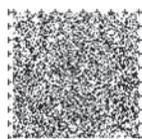


サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
自立訓練（生活訓練）	事業所数	32	33	35	35
就労移行支援	事業所数	75	77	81	85
就労継続支援（A型）	事業所数	38	45	47	50
就労継続支援（B型）	事業所数	245	261	269	277
就労定着支援	事業所数	—	14	18	24
療養介護	事業所数	7	8	8	8
短期入所（福祉型）	事業所数	122	153	165	176
短期入所（医療型）	事業所数	12	14	14	15
自立生活援助	事業所数	—	11	13	14
共同生活援助	住居数 (定員数)	514 (2,841)	539 (3,064)	556 (3,177)	577 (3,321)
施設入所支援	事業所数 (入所者数)	59 (2,346)	59 (2,310)	59 (2,286)	59 (2,244)
特定相談支援	事業所数	280	291	302	309
一般相談支援 (地域移行支援)	事業所数	76	81	86	90
一般相談支援 (地域定着支援)	事業所数	76	82	87	92
児童発達支援	事業所数	52	67	71	75
医療型児童発達支援	事業所数	1	2	2	2
放課後等デイサービス	事業所数	120	155	163	172
福祉型障害児入所施設	事業所数	1	1	1	1
医療型障害児入所施設	事業所数	5	5	5	5
障害児相談支援	事業所数	184	207	216	227

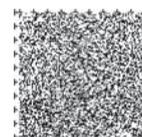
## (10) 障がい者・児支援の質の向上のための取組

### ① サービスの提供に係る人材の養成

- サービス管理責任者養成研修及び児童発達支援管理責任者養成研修
  - ・ 個々の利用者の初期状態の把握、個別支援計画の作成、定期的な評価等の一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を負い、サービスの質の向上を図る役割を担う、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成します。



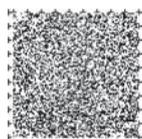
- 相談支援専門員研修
  - ・ 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
  - ・ 県自立支援協議会人材育成部会を中心に、各圏域における研修・人材育成のリーダーの養成を支援します。
- サービス従業者に対する研修
  - ・ 福祉サービスを支える人材の確保と質の向上を目指し、施設・事業所職員の段階と職務階層に合わせて受講できるよう、長野県版「キャリアパス・モデル」に対応した研修を実施します。
- 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
  - ・ 必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成します。
- 同行援護従業者養成研修
  - ・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に対して、外出時に、当該障がいのある人等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある人が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得する従業者を養成します。
- 行動援護従業者養成研修
  - ・ 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等であって、常時介護を要する人が行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識、技術を習得する従業者を養成します。
- ② 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価等
  - ・ 各施設が、利用者に対する満足度調査や第三者による評価等を通じ、日常業務の再点検やサービスの質の向上を図ることができるよう支援します。
  - ・ 障害福祉サービスの内容等を公表する、情報公表制度により、利用者がサービスを選択する際の参考とするとともに、事業者のサービスの質の向上を図ります。
- ③ 障害福祉サービス事業所等への実地指導
  - ・ 障害福祉サービスを提供する事業所等に対して、自立支援給付の適正化とサービスの質の向上を目的に、重点事項を定め、効率的・効果的な実地指導を行います。また、新規指定事業所については、指定後早期に実地指導を行います。
  - ・ 不正・不当な行為や著しい基準違反の疑いのある施設等に対しては迅速かつ重点的に監査を実施し、特に悪質な案件については、指定の取消や効力停止等により厳正に対処します。



- ・ 市町村が行う指導監査が効果的・効率的に実施できるよう、実施方法の助言や合同での実地指導の実施などの支援を行います。

#### (11) 関係機関との連携に関する事項

- ・ 成果目標の達成及び障害福祉サービス等の必要な量の見込を確保するため、障がい保健福祉の観点からだけでなく、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組を進めます。
- ・ 企業等への就労に向けた個別具体的な支援に結びつけるために、障害者就業・生活支援センターに配置した就業支援ワーカーをはじめ、求人開拓員、障害者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携の強化を図り、就労を希望するすべての障がいのある人に対する相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 県の障がい者民間活用委託訓練事業や、国の援助制度（障害者トライアル雇用事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援）の周知、普及を行い、雇用拡大及び職場定着につなげます。
- ・ 求人開拓員による職業相談を通じた相談者の個別状況の把握、それに応じた求人開拓、求人企業への同行訪問や職業紹介状の発行等を行う無料職業紹介事業の実施により、障がいのある人の一般就労を推進します。
- ・ 県関係部局やNPO法人長野県セルフセンター協議会等との連携を強化し、「農業就労チャレンジ事業」の取組を促進する等、農業分野をはじめ様々な分野における障がいのある人の就労の場の創出及び拡大に取り組みます。
- ・ 圏域ごとの自立支援協議会や特別支援教育コーディネーター連絡会等における連携を強化し、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関の協働によるライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。
- ・ 一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がいのある人の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します。
- ・ 卒業後も関係機関（労働・福祉・医療・地域等）による支援を継続するため、在学中からの移行支援会議の実施や「個別の教育支援計画」を活用した関係機関との支援ネットワークづくりを推進します。
- ・ 発達障がい者サポーターの更なる増加を図り、発達障がいのある人の身近に理解者が寄り添う社会を目指すとともに、市町村へ個別支援ノートを活用を呼びかけることにより、支援関係者間の情報共有・引継体制を強化し、発達障がいのある人が個々の特性に合った支援を受けられるよう取り組みます。  
また、保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携により、切れ目ない支援体制の充実を図ります。



### 3 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。県では、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な支援を必要とする事業を実施しています。

#### (1) 県が行う事業

##### ① 専門性の高い相談事業

###### ○ 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がい者・児及びその家族に対する相談支援、並びに保育、教育、福祉、医療機関に対する療育支援等を行う中核機関である「長野県発達障がい者支援センター」を運営します。

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
実施か所数	1	1	1	1
実利用者数	1,298	1,200	1,200	1,200

###### ○ 障害者就業・生活支援センター運営事業

障がいのある人に対する就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、「障害者就業・生活支援センター」を設置し、委託により支援事業を実施します。

事業量の見込み

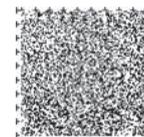
単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
実施か所数	10	10	10	10
実利用者数	3,592	3,700	3,750	3,800

###### ○ 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害のある人に対する相談支援、地域支援ネットワークの構築、普及啓発及び研修事業を行います。

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
実施か所数	4	4	4	4
実利用者数	460	470	480	490



○ **障がい児等療育支援事業**

在宅の障がい児及びその家族の地域生活を支援するため、専門職の支援チームによる巡回相談や訪問健康診査、専門的な療育相談や療育指導、施設職員に対する療育技術指導を実施します。

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
実施か所数	13	13	13	13

② **専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業**

○ **手話通訳者・要約筆記者養成研修事業**

身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修します。

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳者登録者数	167	170	173	176
要約筆記者登録者数	132	143	154	165

○ **盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業**

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

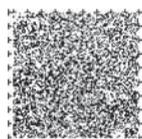
事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
通訳・介助員登録者数	48	48	71	71

③ **専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業**

○ **手話通訳者・要約筆記者派遣事業**

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。



### 事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
派遣回数	24	36	40	44

(注) 県設置の手話通訳業務嘱託員による派遣は上記件数に含まない。

#### ○ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

### 事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
派遣回数	361	381	391	401

#### ④ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

### 事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
実施の有無	有	有	有	有

#### ⑤ 広域的な支援

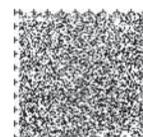
##### 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

精神障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的に事業を行います。

#### ○ 地域生活支援広域調整会議等事業

### 事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
事業評価委員会開催回数	2	2	2	2
協議会開催回数	45	45	45	45



○ **地域移行・地域生活支援事業**

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
アウトリーチチーム 設置数	0	0	0	0
ピアサポーター数	117	127	132	137

(注) 本事業におけるアウトリーチチームの設置は行っていないが、保健福祉事務所において、精神疾患が疑われる未受診者の方やひきこもりの精神障がいのある人に対する訪問相談を保健福祉事務所の嘱託医及び地域の医療機関と連携し実施している。

○ **災害派遣精神医療チーム体制整備事業**

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
運営委員会	0	1	1	1

⑥ **発達障害者支援地域協議会による体制整備事業**

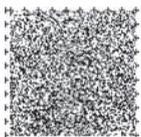
協議会の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。

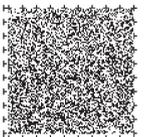
事業量の見込み

単 位	2018年度	2019年度	2020年度
協議会開催回数	2回	2回	2回

(2) **市町村が行う事業**

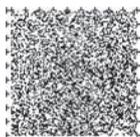
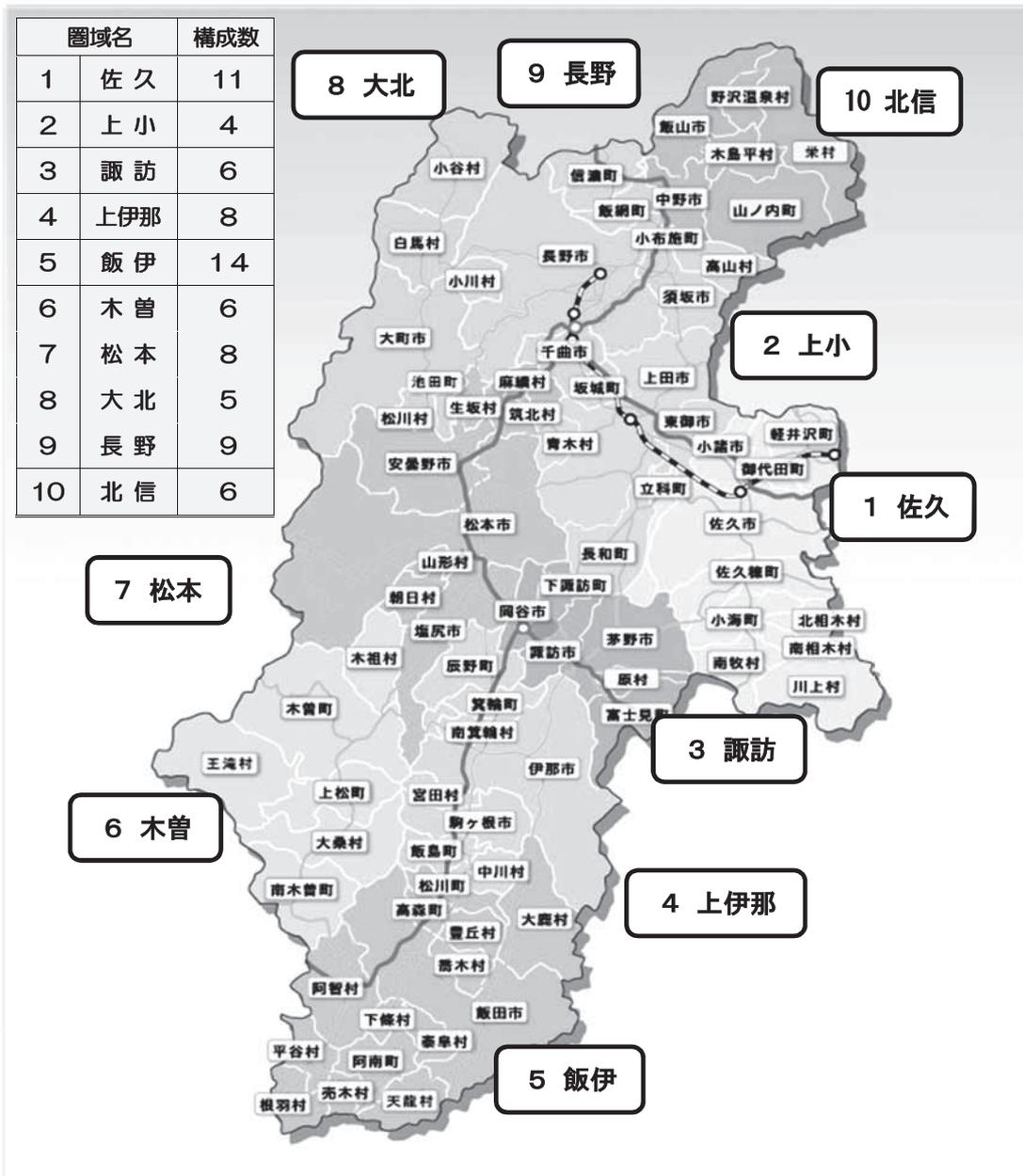
必須事業を未だ実施していない市町村に対しては、事業化に向けて必要な情報提供や助言等を実施し、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的に事業を実施できるよう支援します。





## 4 障がい保健福祉圏域計画

障がい保健福祉圏域計画は、10の障がい保健福祉圏域ごとに、地域の実情に応じ、地域レベルで課題等を整理して障がい福祉施策を推進するために、長野県内の10か所の県保健福祉事務所が市町村及び圏域自立支援協議会と共同で協議を行い、それぞれ作成したものです。



# 1 佐久圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町)

## 1 現状

(2017.4.1)

圏域内総人口 (2017.4.1)	206,259 人
身体障がい児・者数 (2017.3 末)	9,029 人
知的障がい児・者数 (2017.3 末)	1,815 人
精神障がい児・者数 (2017.3 末)	1,948 人
小児慢性特定疾病認定者数 (2017.3 末)	211 人
特定医療費等受給者数 (2017.3 末)	1,736 人
発達障がいと診断等を受けた生徒・児童数 (小・中学校) (2017.9.1)	589 人

小学校	37 校	
中学校	16 校	
特別支援学校	1 校	
在校生	2017 年度	218 人
中学部卒業生(見込)	2020 年度	15 人
高等部卒業生(見込)	2020 年度	32 人

※障がい児・者数は、手帳所持者

(2016 年度実績)

障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	33 億 4 千万円
補装具費給付(交付及び修理)	4 千 8 百万円
自立支援医療給付	1 億 5 千 5 百万円

## 2 圏域の特性・施策の方向性等

佐久圏域は、南北に広く、人口の多い市部及び圏域北部に社会資源が偏る傾向にあります。

今後、障がいの種別、程度に関わらず、自ら選んだ地域で、普通に、自分らしく、安心して暮らし続けるため、適切かつ必要なサービスが身近な所で受けられるよう、既存の社会資源の活用はもとより、圏域内の地域バランスにも配慮した社会資源の整備や障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関と協働して、以下の施策について重点的に取り組みます。

① 施設等入所者の地域移行・定着支援(グループホーム等での生活支援など)、② 福祉的就労から一般就労への移行・定着支援、③ 障がい児の発達支援、家族支援、地域支援(関係機関との連携など)、④ 障がい児・者の権利擁護(差別解消・虐待防止)、⑤ 相談支援体制の充実(相談支援専門員の資質向上など)

## 3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(2020 年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	308 人 (2016 年度末入所者数)	のうち13.3%	42 人移行(年度末)
施設入所者の減少数	308 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 5.8%	18 人減少(年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	16 人 (2016 年度)	の 2 倍増	33 人移行(年度中)
就労移行支援事業利用者数	20 人 (2016 年度)	の 8 割増	36 人利用(年度末)
目標項目	目標内容 (2020 年度)		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%		
障がい者の地域生活の支援 (地域生活支援拠点等整備)	2018 年度に設置、拠点(面的)体制の運用。今後も検証・評価を行い、更なる機能の強化・充実を図る。		
就労定着支援事業による支援実施1年後の定着率	80% (2019 年度) 80% (2020 年度)		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)	圏域及び市町村(共同設置を含む)に設置		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置 (2018 年度)		

